



**期間** 2月2日(金)～3月15日(金)

**時間** 【午前の部】午前8時30分～正午  
(受付は午前11時まで)

【午後の部】午後1時～4時  
(受付は午後3時まで)

※各会場は午前8時に開場します。

info 05

## 令和6年度 市・県民税 申告相談

税務課市民税班 (☎55-8094)

申告相談は、行政区ごとにお会場や相談日が決まっていますので、今号に折り込みの「日程表」をご確認の上、来

**指定日に来場ください**

昨年度の申告内容や年齢などから判断して、市・県民税の申告が必要と思われる方には、1月中旬に「申告書」を郵送します。申告書が届かない方も、左記の「申告要否判定表」を参考にし、申告が必要と思われる場合は申告してください。

**申告書を郵送します**



## 医療費控除のお役立ち情報

### 医療費控除対象額

令和5年1月から12月までに支払った医療費の合計が、右記の表に示す金額以上の場合、市・県民税の申告や確定申告において医療費控除を受けることができます（最高200万円まで）。

総所得金額等	支払い医療費から差し引く額
200万円未満の方	総所得金額等の5%
200万円以上の方	10万円

※健康保険組合や生命保険などから医療費が補てんされた場合（高額療養費、入院給付金、高額介護サービス費など）は、その金額を対象の医療費から差し引いてください。

- ◆申告に必要な書類
- ▷医療費控除の明細書（自身で作成）
  - ▷医療費通知書など（原本）

### セルフメディケーション税制

健康診断や予防接種などを受けた人が、国の指定する市販薬を購入した金額が12,000円を超える場合、医療費控除を受けられる特例制度があります（最大88,000円まで）。

- ◇申告に必要な書類
- セルフメディケーション税制の明細書（自身で作成）

### 控除の対象となるもの

- ▶診療・治療費
- ▶一部の介護サービス費
- ▶治療目的の医薬品 など

### 控除の対象とならないもの

- ▶予防接種
- ▶医師の診断書
- ▶栄養ドリンクなど疲労回復や健康維持目的のもの
- ▶視力矯正のためのコンタクトレンズ・眼鏡
- ▶医師の処方のない目薬や湿布薬 など

マイナンバーの記入が必要です。マイナンバーカードまたは番号確認書類（通知カードなど）と本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

**マイナンバーの記入が必要です**



申告書を郵送で提出される方は、同封の封筒（青色）をご利用ください。申告書の控え、添付した控除資料の返却が必要な場合は、その旨を記入いただき、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**郵送の申告で協力ください**

提出期限…3月15日(金)

申告書を送る際は、税務課窓口での申告相談はできません。

※申告相談期間中は、税務課窓口での申告相談はできません。



**税制改正事項**

令和6年度申告分から、特定配当等や特定株式譲渡所得の課税方式が統一されることとなり、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。これらの所得の申告することにより、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に影響が出る場合があります。



※「収支内訳書」を作成していないと、申告相談ができない場合があります。事業所得（営業・農業）や不動産所得を申告する方は、「収支内訳書」を作成し、領収書・帳簿などを持参してください。

収支内訳書は、税務課、各総合支所申告相談会場および湯沢税務署に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

**収支内訳書の作成をお願いします**